議第107号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について京都市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年9月15日提出

京都市長門川大作

京都市駐車場条例の一部を改正する条例 京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「京都市鴨東駐車場」の右に「(以下「鴨東駐車場」という。)」を加え、同条第4項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改める。

第13条の2を削る。

第14条第1項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、「除く」の右に「。次条第2項、第14条の3第2項及び第14条の4第3項において同じ」を、「自動車」の右に「(原動機付自転車を含む。次項、第23条第1項、別表第3及び別表第5を除き、以下同じ。)」を、「者」の右に「(次条第1項に規定する回数券、第14条の3第1項に規定する前払式駐車券又は第14条の4第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)」を加え、「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、「駐車させる者」の右に「(次条第1項に規定する回数券、第14条の3第1項に規定する前払式駐車券又は第14条の4第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)」を加え、同条第3項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改める。

第14条の2第1項中「京都市鴨東駐車場の指定管理者」を「市長(鴨東駐車場にあっては、指定管理者。次条第1項並びに第14条の4第1項及び第2項において同じ。) | に改め、同条第2項中「回数券 | を「鴨東駐車場に係る

回数券 | に、「京都市鴨東駐車場 | を「鴨東駐車場 | に改め、同項を同条第 3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 路外駐車場に係る回数券の交付を受けようとする者は、その券面額から その1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて別に定める駐車料金を納 入しなければならない。

第14条の3第1項中「京都市鴨東駐車場の指定管理者」を「市長」に改 め、同条第2項中「前払式駐車券」を「鴨東駐車場に係る前払式駐車券」に、 「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、同項を同条第3項とし、同 条第1項の次に次の1項を加える。

2 路外駐車場に係る前払式駐車券の交付を受けようとする者は、その券面 額からその2割に相当する額の範囲内の額を割り引いて別に定める駐車料 金を納入しなければならない。

第14条の4を次のように改める。

(定期駐車券)

- 第14条の4 市長は、必要があると認めるときは、大型自動車及び自動車運 送事業の用に供する自動車以外の自動車に係る定期駐車券を発行すること ができる。
- 定期駐車券の通用期間は、毎月の1日から末日までとする。ただし、市 長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 3 路外駐車場に係る定期駐車券の交付を受けようとする者は、別表第4に 掲げる額の範囲内において別に定める駐車料金を納入しなければならない。
- 4 鴨東駐車場に係る定期駐車券の交付を受けようとする者は、鴨東駐車場 の指定管理者に対し、別表第5に掲げる額の範囲内において当該指定管理 者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

第15条の2第2項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「こと」を 「こと。」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「こと」を「こ

と。| に改め、同条第3号から第5号までの規定中「こと | を「こと。 | に改 め、同条第6号及び第7号中「または」を「又は」に、「こと」を「こと。」 に改め、同条第8号中「前各号」の右に「に掲げるもの」を加え、「こと」 を「こと。」に改める。

第18条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第19条本文中「または」を「又は」に改める。

第21条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により路外駐車場の供用を休止しようとするときは、 あらかじめ、その旨を告示するものとする。

別表第2 1京都市山科駅前駐車場の項中「150」を「150円。ただし、平 日(土曜日を除く。)にあっては、30分までごとに150円を加えた額が1,200 円を超えるときは、1,200円 に、「1,500 を「1,200 に改め、同表1備考 1中「及び3」を削り、同備考に次のように加える。

3 「平日」とは、日曜日以外の日(国民の祝日に関する法律に規定す る休日を除く。)をいう。

別表第2 2を削り、同表3備考中「, 2の適用を受けない自動車の駐車 で | を削り、「もの | を「駐車 | に改め、同表3を同表2とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第14条関係)

区	分	利用料金(1回につき)					
自動車を退場させる際に利 用料金を支払う場合	午前 0 時から午前 2 時まで 及び午前 7 時から午後12時 まで	円 30分までごとに 250					
用件並を又払り物石	午前2時から午前7時まで	1時間までごとに 250					
自動車を入場させる際に利 用料金を支払う場合	24 時 間 ま で ご と	3,800					
	午後8時から翌日の午前3 時まで	1,500					

別表第4を別表第6とし、別表第3の次に次の2表を加える。

## 4 (議第107号)

# 別表第4 (第14条の4関係)

区分	定規	胡駐	車券	条に、	より	自動	車を	·駐	車さ	せる	こと	゛が゛	でき	るほ	寺間	駐車料金
	午	前		8	時	か	Ġ		午	後	8	压	于	ま	で	30,000円
京都市円山駐車場	午	後	4	時	か	ら	翌	日	の	午	前	5	時	ま	で	21,000
	午	後	5	時	か	5	꽢	日	0)	午	前	10	時	ま	で	26,000
	午	前		0	時	か	5		午	後	12	F	<del>上</del>	ま	で	45,000
	平	日	0)	午	前	8	時	か	ら	午	後	8	時	ま	で	24,000
	平	日	0)	午	前	0	時	か	Ġ	午	後	12	時	ま	で	39,000
	午	後	5	時	か	5	꽢	日	の	午	前	10	時	ま	で	9,000
京都市山科駅前駐車場 平日 (当30分まで				プ日(土曜日を除く。)の午前5時から翌日の午前0時 0分まで									15,000			
	平	日 (	土日	雇日	を防	<b>く</b> 。	) 0	午	前(	) 時:	から	午往	<b>美</b> 12	時ま	きで	24,000
京都市四条烏丸駐車場	午	前		8	時	か	5	'	午	後	8	E	于	ま	で	30,000
	午	後	5	時	か	ら	翌	日	の	午	前	10	時	ま	で	15,000
	午	前		0	時	か	ら		午	後	12	F	去	ま	で	45,000
	平	日	0)	午	前	8	時	か	ら	午	後	8	時	ま	で	24,000
	平	日	0)	午	前	0	時	か	ら	午	後	12	時	ま	で	39,000
京都市醍醐駐車場	午	後	5	時	か	5	쪼	日	の	午	前	10	時	ま	で	9,000
	午	前		0	時	か	5		午	後	12	F	去	ま	で	20,000
平日の午前5時から翌日の午前0時30分まで						で	15,000									
平日(土曜日を除く。)の午前5時から翌日の午前0時 30分まで					12,000											

備考 「平日」とは、日曜日以外の日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) をいう。

#### 別表第5 (第14条の4関係)

定期駐車券により自動車を駐車させることができる時間	利 用 料 金
午前8時から午後8時まで	30,000円
午後6時から翌日の午前8時まで	30,000
午前 0 時 から 午後 12 時 ま で	45,000
平日の午前 0 時から午後12 時まで	39,000

備考 「平日」とは、日曜日以外の日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) をいう。

附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### (準備行為)

2 この条例による改正後の京都市駐車場条例第14条の4第1項の規定による定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 提案理由

すべての路外駐車場において回数券,前払式駐車券及び定期駐車券を発行することができることとするとともに,京都市山科駅前駐車場の駐車料金の限度額を改定する等の必要があるので提案する。